

親子通園支援事業Q&A NO. 2

Q 1	親子通園支援事業を年度の途中から開始する場合や、月ごとに実施内容を変更する場合など、一律的な制度運用ができないと思われるが、実施内容の多寡により補助金の交付額は変更されるのか。
-----	--

A 1 令和6年度改正の「親子通園支援事業」の制度概要でお示ししている補助事業のうち、②相談・教室事業や ③一時預かり事業、④親子誰でも通園モデル事業の補助金の金額（上限額）は、年間24回（親子誰でも通園モデル事業の場合は、年間75回以上）実施するとした場合の経費を積算した金額であり、当然、実施回数が少ない場合には、実績に応じた補助金額となります。

それぞれの区分ごとに実績を確認して交付することとしていますので、十分留意の上、制度設計の趣旨を踏まえ、可能な限り年間24回以上の実施となるようお願いします。
 その上で、年度の途中から実施する場合や、天候、インフルエンザ等の発生等により、やむを得ず事業が実施できなかった場合を想定して、下表のとおり年間の実施回数を区分としています。

○ 各事業毎（①～④）に助成額を設定し、それぞれの実施回数に応じて助成する。

事業区分	種別	A型（①～③の取組）			B型 （①～②の取組）	
		1 1回以下	1 2回以上 1 7回以下	1 8回以上		
A型	B型 ①登録及び情報提供事業	私立	115,000円	私立	175,000円	* A型の公立単価
		公立*	70,000円	公立*	105,000円	
	②子育て相談及び育児教室事業	私立	205,000円	私立	315,000円	
		公立	115,000円	公立	175,000円	

(新規)

C型	種別	開催回数（年間）			
		4 0回以下	4 1回以上 5 9回以下	6 0回以上 7 4回以下	7 5回以上
	④親子誰でも通園モデル事業	490,000円	740,000円	1,000,000円	1,200,000円

- ※1 ①、②、③のいずれか一事業の実施は補助対象とならない。（①と②、①～③をセットで実施）
- ※2 ①、②の補助額は、②の回数で算出。
- ※3 C型は、A型及びB型と同時に実施できず、国の「こども誰でも通園制度」の実施施設のみ対象

Q 2	登録者について、複数の園で登録してもよいか。
-----	------------------------

A 2 B型を実施される場合は、子育て相談や交流会について、保護者の希望する内容等により重複登録の可能性もありますが、A型を実施される場合は、一時預かりが原則として年間2回の利用としていることから、複数園の登録が判明した場合は、事業説明等を行い重複登録はできない旨理解を得るようにしてください。